

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正概要」に対するパブリックコメント（ご意見）と市の考え方

募集期間：令和5年4月1日（土）～令和5年4月20日（木）

意見提出者数：2人

意見数：3件

No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	<p>手続き可能時間の緩和について</p> <p>オンライン化で書類や郵送手続きを省略できるのは良いことですが、受付時間等の制限も緩和できないでしょうか。</p> <p>対面の場合は窓口が開いている時間帯にしか手続き等ができませんが、オンライン化するのであれば、コスト増にならない範囲で、受付時間を広げることができると良いと思います。</p>	<p>窓口受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く）ですが、オンライン申請は、原則24時間利用が可能です。</p> <p>また、コンビニエンスストア等で各種証明書を取得できるコンビニ交付では、午前6時30分から午後11時（年末年始を除く）まで利用が可能です。</p>
2	<p>視覚障害者への配慮について</p> <p>「基本原則」の部分で、視覚障害者に対しての配慮を明示したほうがよいと考えます。</p> <p>視覚障害者（全盲等）でもスクリーンリーダーを利用し、パソコンやスマートフォンは利用できます。行政手続きを原則オンライン化する場合、知識経験が無い方への配慮が優先されがちで、視覚障害者向けの配慮は抜け漏れが発生しやすいです。基本原則または条例内に明示することで、システム発注時に配慮漏れを防ぐことを期待します。</p>	<p>「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」では、国は情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならないとされています。また、地方公共団体は、国が上記に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされています。つきましては、同法律に基づき、視覚障害者への配慮を含め、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化を推進する取り組みの実行に努めてまいります。</p>

3	<p>私は行政手続きの電子化、オンライン化については大いに賛成しています。</p> <p>ニュース等ではマイナンバーを何にでも紐づけると個人情報心配との意見も散見されますが、私は気にしないので利用できる環境は積極的に推進していくべきで、利用したくない人は利用しなければ良いのだと思います。</p> <p>ただ、銀行の様に紙の発行費用や窓口手数料を発生させても良いと考えます。</p> <p>しかし、既存の運用をオンライン化するのでは意味が無く利用者側の意見としては利便性の向上が必須の項目になります。</p> <p>例えば、マイナンバーを保険証とリンクするのであれば年末調整の医療費控除へ自動反映、会社員の勤務証明書の廃止（雇用保険で把握できるはず）、選挙のオンライン投票などが想定されます。</p> <p>いずれにせよ、社会的に抜本的な改革を必要とされている局面に来ていると感じておりますので、利便性の向上を切に願っております。</p> <p>素人意見ではありますが、どうぞ宜しくお願いいたします。</p>	<p>本条例改正により、情報通信技術を活用したオンライン化等の更なる推進を図り、市民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ってまいります。これまでも、「東久留米市 DX 推進方針」の基本的な考え方に「市民の利便性の向上」を掲げ、推進してきており、引き続き市民の利便性向上に向けて取り組んでまいります。</p>
---	--	---